平成１９年（再イ）第４０２号
千葉県船橋市夏見台１丁目20番４棟406号
再生債務者　工藤　薫子
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年３月25日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年６月20日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再イ）第２２０号
千葉県山武郡横芝光町横芝1490番地57三好野ハイツ201号、認可決定時の住所千葉県千葉市若葉区貝塚町1131番地１メゾン若葉103号
再生債務者　石川　　強
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成22年１月25日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年６月20日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２２年（再イ）第７４号
広島県庄原市中本町２丁目４番14号クリーンハイム201号室
再生債務者　髙橋　雅佳
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月19日　神戸地方裁判所伊丹支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第５号
愛媛県松山市畑寺３丁目３番６号
再生債務者　久保田直己
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月12日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月19日から平成25年７月26日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（再ロ）第１号
岡山市北区桑田町11番12―1002号
再生債務者　松島　真一
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月16日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月26日から平成25年８月５日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（再ロ）第１００３７号
東京都練馬区石神井台３―31―１―305
再生債務者　林　　仁一
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月18日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月１日から平成25年８月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第２８号
大阪府門真市下馬伏町21番６号
再生債務者　永峯　健司
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月18日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月22日から平成25年８月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第１号
広島市南区上東雲町30番13―204号
再生債務者　淺尾好美こと　林　　在香
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月18日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月25日から平成25年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再ロ）第５号
広島市安佐南区高取南３丁目30番13号
再生債務者　須恵　　力
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月18日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月25日から平成25年８月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再ロ）第３号
大分市大字旦野原512番地の11　花の木坂３―３
再生債務者　尾藤　政好
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月18日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月１日から平成25年８月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（再ロ）第２号
岩手県紫波郡矢巾町大字煙山第18地割９番地２
再生債務者　佐々木博之
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月19日まで
4　一般異議申述期間　平成25年８月２日から平成25年８月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第４号
熊本市東区花立５丁目10番１―803号
再生債務者　岡本　光弘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年６月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年７月５日まで
平成25年６月21日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再ロ）第８号
金沢市駅西本町１丁目３番41号　スティーロ金沢駅西本町301号
再生債務者　村松　伸一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年６月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年７月17日まで
平成25年６月21日　　金沢地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１０１０３号
埼玉県東松山市大字東平1894―30
再生債務者　菊田　洋一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１０００１号
東京都足立区千住大川町５―11―703
再生債務者　古谷野貞行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１号
鹿児島県出水市荘1209番地１
再生債務者　上原口　修
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月20日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第６号
大阪府豊中市中桜塚５丁目７番２号
再生債務者　下村　和夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月19日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第２号
佐賀県鳥栖市本町２丁目40番地３　本町２丁目社宅Ａ202
再生債務者　濱崎　幸子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年６月20日
佐賀地方裁判所民事部破産係